

こ成母第 2407 号
令和 7 年 12 月 16 日

各 公 募 団 体 殿

こども家庭庁長官
(公印省略)

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）1 か月児及び 5 歳児健康診査
に係る健診医研修事業の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）
1 か月児及び 5 歳児健康診査に係る健診医研修事業費国庫補助金交付要綱」により
行うこととされ、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとされたので、通知する。

別紙

令和7年度（令和6年度からの繰越分）1か月児及び5歳児健康診査に 係る健診医研修事業費国庫補助金交付要綱

（通則）

- 1 令和7年度（令和6年度からの繰越分）1か月児及び5歳児健康診査に係る健診医研修事業費国庫補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、1か月児及び5歳児健康診査に係る健診医への研修に対し補助を行い、もって国民保健の向上を図ることを交付の目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、「1か月児及び5歳児健康診査に係る健診医研修事業の実施について」（令和7年12月16日こ成母第2408号こども家庭庁成育局長通知）の別紙（以下「実施要綱」という。）に基づき、1か月児及び5歳児健康診査に係る健診医研修事業企画評価委員会による審査等を受け、採択された団体（以下「補助事業者」という。）が行う事業を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
 - （1）次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - （2）（1）により選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を算出す

る。

1. 基準額	2. 対象経費	3. 補助率
1 団体当たり 6,000,000 円	1か月児及び5歳児健康診査に係る健診 医研修事業に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

(補助金の概算払)

5 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合にはおいては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、別紙様式4によりこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となつた場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業の遂行及び支出状況についてこども家庭庁長官の要求があったときは、別紙様式5により速やかにその状況を報告しなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けないで、この補助金の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させことがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもつて管理するとともに、その効率的な運用を図ら

なければならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は別紙様式6により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

(申請手続)

7 補助事業者は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、こども家庭庁が別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事業の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができる。

(標準処理期間)

9 こども家庭庁長官は、交付申請書及び変更交付申請が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付決定（決定の変更を含む。以下同じ。）を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 こども家庭庁長官は、交付申請書又は変更交付申請書を受理したときは、9に定める期間内に、交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

11 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(実績報告)

12 補助事業者は、事業の完了した日から起算して 1 月を経過した日（6 の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日までのいずれか早い日までに、別紙様式 3 による報告書をこども家庭庁長官に提出するものとする。

(補助金の額の確定の通知)

13 こども家庭庁は、交付額が確定した時は、補助事業者に対し、こども家庭庁長官から速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

14 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 特別の事業により 4、7、8 及び 12 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

別紙様式 1

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

実施団体の長

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）1 か月児及び 5 歳児健康診査に係る
健診医研修事業費補助金の交付申請について

標記について、下記により交付されるよう関係書類を添えて申請する。

記

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

(1) 補助金所要額調書 様式 1

(2) 所要額明細書 様式 2

(3) 事業実施計画書 様式 3

(4) 令和 7 年度収入支出予算（見込）書抄本

（注）予算（見込）書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること

(5) その他（事業内容について参考となる資料）

樣式 1

補助金所要額調書

様式2

所要額調書

種目	支出予定額	備考
1か月児及び5歳児 健康診査に係る健診 医研修事業 ○ ○ 費 ○ ○ 費 ○ ○ 費	円	

様式3

事 業 実 施 計 画 書

1か月児及び5歳児健康診査に係る健診医研修事業

事 業 計 画

別紙様式 2

こ成母第 号

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）1 か月児及び 5 歳児健康診査に係る
健診医研修事業費補助金補助金交付決定通知書

実施団体の長

令和 年 月 日で申請のあった令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）1 か月児
及び 5 歳児健康診査に係る健診医研修事業費補助金補助金については、補助金等に
係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の規
定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知
する。

年 月 日

こども家庭庁長官

1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和 年 月 日
こ成母第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）
1 か月児及び 5 歳児健康診査に係る健診医研修事業費補助金交付要綱」（以下「交
付要綱」という。）の 3 に定める事業であり、その内容は令和 年 月 日申請書
記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が
変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、
別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補 助 金 の 額	金	円

3 この補助金の額の確定は、交付要綱の 4 に定める交付額の算定方法により行う
ものである。

4 この補助金は、交付要綱の 6 に掲げる事項を条件として交付する者である。

5 事業に係る実績報告は、交付要綱の 12 に定めるところにより行わなければなら
ない。

6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等
に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取り
下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

別紙様式 3

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

実施団体の長

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）1 か月児及び 5 歳児健康診査に係る
健診医研修事業費補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日 こ成母発第 号で交付決定を受けた令和 7 年度（令和 6 年度
からの繰越分）1 か月児及び 5 歳児健康診査に係る健診医研修事業費補助金に係る
事業実績報告について、下記の関係書類を添えて報告する。

記

添付書類

- | | |
|------------------------|------|
| 1 補助金精算書 | 様式 1 |
| 2 支出額明細書 | 様式 2 |
| 3 事業実施状況報告書 | 様式 3 |
| 4 令和 7 年度収入支出予算(見込)書抄本 | |

樣式 1

補助金精算書

様式2

支 給 額 明 細 書

種 目	支出済額	備 考
1か月児及び5歳児 健康診査に係る健診 医研修事業 ○ ○ 費 ○ ○ 費 ○ ○ 費	円	

様式3

事 業 実 施 状 況 報 告 書

1か月児及び5歳児健康診査に係る健診医研修事業

事 業 実 施 状 況

別紙様式4

番号
年月日

こども家庭庁長官 殿

実施団体の長

令和7年度（令和6年度からの繰越分）1か月児及び5歳児健康診査に係る
健診医研修事業費補助金計画変更（等）承認申請書

令和7年度（令和6年度からの繰越分）1か月児及び5歳児健康診査に係る
健診医研修事業費補助金交付要綱6（1）の規定に基づき、計画変更（等）
について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容

2. 変更を必要とする理由

3. 変更が補助事業に及ぼす影響

4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
(新旧対比)

5. 同上の算出基礎

(注) 中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

別紙様式5

番号
年月日

こども家庭庁長官 殿

実施団体の長

令和7年度（令和6年度からの繰越分）1か月児及び5歳児健康診査に係る
健診医研修事業費補助金状況報告書

令和7年度（令和6年度からの繰越分）1か月児及び5歳児健康診査に係る
健診医研修事業費補助金交付要綱6(4)の規定に基づき、下記のとおり報告し
ます。

記

1. 補助事業の遂行状況

2. 補助対象経費の区分別収支概要

別紙様式6

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

実施団体の長

令和7年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日 こ成母第 号により交付決定があった令和7年度（令和6年度からの繰越分）1か月児及び5歳児健康診査に係る健診医研修事業費補助金について、交付要綱6の(8)の規定に基づき下記のとおり報告する。

1 極助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
第15条に基づく確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる
資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。